

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	5 1 9	受 理 年 月 日	令 和 5 年 6 月 20 日
件 名	健康保険証廃止の凍結の要請		
要 旨	<p>2023年6月2日、国会において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が成立した。これにより2024年秋には健康保険証が廃止されることになる。</p> <p>国民皆保険体制では、健康保険証は原則無差別・無条件に交付されてきた。これは国民健康保険法が第1条に、この法律の目的として社会保障及び国民保健の向上をうたい、国民の生命・健康を守る普遍的な医療保障を目指すものであることを体现している。</p> <p>これに対し、マイナンバーカードの取得、マイナ保険証のひも付け、マイナ保険証に代わる新たな資格確認書の取得のいずれをとっても、申請に基づくものである。すなわち、健康保険証の廃止は、保険医療機関で医療を受けるために必要な資格確認の手段の取得を自己責任に預けてしまうものであり、国家による社会保障責務の著しい後退につながるものである。</p> <p>まして、法改正を前にマイナ保険証を巡るトラブルが大量発生し、それをメディアが大きく取り上げ、人々の不安が高まっている。</p> <p>このような事態を放置したまま、健康保険証を廃止してよいはずがない。</p> <p>については、住民の生命・健康を守るため、国に対し健康保険証廃止の凍結を求める意見書を提出することを願う。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	環 境 福 祉 委 員 会		